

## 平成 24 年 4 月 1 日から鹿屋市が受け入れる事務

※個別の事務に関する問合せは、各担当課にご連絡ください。

No	法令名	事務内容	市担当課
1	ガス事業法	ガス用品の販売の事業を行う者に対する立入検査 など	総務課消防防災室 ☎ 0994-31-1124
2	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対する立入検査 など	
3	騒音規制法	自動車騒音の状況の常時監視、常時監視の結果の報告、騒音の状況の公表	生活環境課 ☎ 0994-31-1115
4	環境基本法	騒音に係る地域の指定	
5	身体障害者福祉法	身体障害者相談員への委託による相談援助 など	福祉政策課 ☎ 0994-31-1113
6	社会福祉法	第二種社会福祉事業の開始の届出の受理、変更の届出の受理 など	
7	知的障害者福祉法	知的障害者相談員への委託による相談援助 など	
8	家庭用品品質表示法	家庭用品の品質表示に関する立入検査 など	商工振興課 消費生活センター ☎ 0994-31-1169
9	電気用品安全法	特定電気用品等に関する立入検査 など	
10	消費生活用製品安全法	特定製品及び特別特定製品等に関する立入検査 など	商工振興課 ☎ 0994-31-1164
11	中小小売商業振興法	商店街整備計画、店舗集団化計画の認定など	
12	流通業務市街地の整備に関する法律	流通業務地区内における建築行為等の許可、必要な措置の命令、代執行及び公告	都市政策課 ☎ 0994-31-1130
13	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	拠点整備促進区域内における土地の買取りの申し出の受理 など	
14	都市計画法	都市計画の決定、土地基金	
15	都市再開発法	市街地再開発促進区域内における土地の買取りの申し出の受理 など	
16	都市緑地法	緑地保全地域内における標識の設置 など	
17	被災市街地復興特別措置法	被災市街地復興推進地域内の建築行為等の許可 など	
18	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定路外駐車場の変更の届出の受理	
19	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	計画の認定 など	建築住宅課 ☎ 0994-31-1129
20	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	防災都市計画施設の区域内の建築の許可の条件の付加、許可の取消し、立入検査等	
21	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	審査請求の受理	

## 県から市へ 権限移譲が行われます

県から市への権限移譲とは、これまで県が行ってきた仕事の一部を市で引き受けるようにする仕組みです。今回の権限移譲は、国の地域主権戦略大綱に基づき、「第2次一括法」により、平成24年4月1日から鹿屋市に権限が移譲される事務です。

【問い合わせ】 市総務課（3階） ☎ 0994-31-1127

市民課では、市民の皆さんが市役所をより利用しやすくするため、毎週木曜日に、市民課窓口業務の一部を午後7時00分まで延長する、夜間窓口サービスを試験的に開始します。

市民課窓口の取扱業務内容（※祝日および年末年始を除きます。）

	午前8時30分～午後5時15分	毎週木曜日
		午後5時15分～午後7時00分
住民登録	・住民異動届受付	×
	・住民票の写し	○
	・住民票記載事項証明、一般証明	○
	・住民基本台帳カード	×
印鑑登録	・印鑑登録	○
	・印鑑登録証明書	○
戸籍	・戸籍届受付（地下の警備室で受領）	×
	・戸籍（除籍）の謄抄本の交付（全部・個人事項証明）	○
	・戸籍の附票の写しの交付	○
	・身分証明書の交付	○
税証明	・市民税証明書等の交付	○
	・軽自動車車検用納税証明書	○
外国人登録	・外国人登録に関する受付・証明書	×
国民年金	・各種届受付、相談（給付、免除等）	×
パスポート	・申請受付、交付	×

3月26日から4月6日までは、繁忙期間として、午後7時00分まで開庁しています。3月31日（土）、4月1日（日）は午前8時30分から午後5時15分まで臨時窓口を開設します。

## 市役所本庁舎の 新型自動交付機で、住民票等が 午後9時まで取得できます

新型自動交付機は、市役所1階入口エスカレータ上り口付近に設置します。

なお、新型自動交付機の更新に伴い、リナシティかのやと市役所1階に設置してあった旧型自動交付機は撤去しますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 自動交付機の利用内容

取得できる証明書	手数料	ご利用できるカード	備考
・住民票 ・印鑑証明	各 200 円	・印鑑登録証カード ・住民基本台帳カード ・かのや市民カード	自動交付機の利用は、左記のカードに事前に暗証番号を登録する必要があります。

※利用時間：8時30分～21時（12月29日～1月3日を除く）

※昼窓、夜間窓口、自動交付機についての詳細は、市民課へお問い合わせください。

【問い合わせ】 市民課（1階） ☎ 0994-31-1114



新型自動交付機

毎週  
木曜日

夜間窓口を開設します